

問Ⅵ - 2 - ②（区分経理）

公益認定の申請書や認定後の事業報告に記載する公益目的事業の単位は、計算書類で区分経理を行う事業の単位と一致している必要がありますか。

答

- 1 公益目的事業のチェックポイントに記載する場合や収支相償の第一段階の計算を行う場合の事業は、事業の実態等から類似、関連するものを適宜まとめたものを単位とします（公益目的事業のチェックポイント【補足】(1)、FAQ 問Ⅴ - 2 - ①参照）。
- 2 損益計算書（正味財産増減計算書）の内訳表において区分経理を行う際には、事業の実態等に応じて事業を区分することになります（ガイドラインⅠ - 18）。
- 3 補助金の交付を受けて行う事業は補助金単位で区分経理を行うことがありますが、そのような場合は別として、行政庁への申請又は報告の様式に記載する事業の単位と計算書類で表示する事業の単位とは、ともに法人が作成し、行政庁に提出するものであること、特に認定後の事業報告と計算書類は法人の事務所において備え置き、閲覧の対象となることから、両者の対応関係がわかるように整理されている必要があります。